



医第2437号  
令和2年11月13日

各保健所設置市 所管課長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長  
( 公 印 省 略 )

令和2年度9月補正予算事業「オンライン診療等環境整備費補助事業」及び  
「医療機関経営支援事業費補助事業」の周知について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内医療機関の経営安定化と健全化を図るため、令和2年度9月補正予算により、標記事業として次の二事業を新たに創設しましたので、御承知くださいますようお願いいたします。

○ 令和2年度9月補正予算事業

(1) 医療機関経営支援事業費補助

○ 新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営支援事業費補助

ア 医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助

取扱金融機関の対する利子補給事業費補助

イ 医療機関経営改善支援事業費補助

医療機関に対するコンサルティングの委託に要する経費の補助

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/iryo-keieishien/2020keieishien.html>

(2) オンライン診療等環境整備費補助事業

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、医療機関への通院による感染リスクの軽減や、医療従事者の感染防止に有効なオンライン診療等の環境を整備するため、情報通信機器等の初期経費を補助する。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/hozyokin.html>

(申請受付期間：令和2年11月1日～令和2年11月30日)

問合せ先

地域包括ケアグループ

電話 (1)045-210-4865

(2)045-210-4893



神奈川県

11月～  
応募開始

オンライン診療等の実施を検討  
している医療機関（クリニック）の皆様へ

## オンライン診療等環境整備費補助事業

最大

オンライン診療等を  
始める際の、  
初期導入費用に

**30万円**

の補助金  
が出ます！

## 補助対象

専用タブレット※ 1



専用パソコン



カメラ、マイク、ヘッドセット等



専用システム導入に係る初  
期経費



※ 1 スマートフォンは除く

※ 2 リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外

→補助内容は裏面をチェック

※補助制度の詳細は、県のHPにてご確認ください。

問合せ先  
健康医療局保健医療部医療課  
地域包括ケアグループ  
電話：045-210-4893（直通）

神奈川県 オンライン 補助金

検索

# 令和2年度オンライン診療等環境整備費補助事業の補助内容について

実施期間	事業実施期間：令和2年11月1日～令和3年3月31日 申請書提出期限：令和2年11月30日（月曜日）【当日消印有効】 ※申請状況によっては、提出期限を変更することがあります。
対象	オンライン診療等のための専用の情報通信機器（パソコン、タブレット（※1）、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）、専用システム導入に係る経費等の初期経費（※2） ※1 スマートフォンは除く ※2 リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外  なお、事業実施期間以前に購入された情報通信機器等の経費は、対象外といたします。
基準額及び補助率	補助基準額 1 医療機関あたり 400千円 補助率 3 / 4 ※ 対象経費の支出予定額と補助基準額（1 医療機関あたり400千円）を比較して少ない方の額を選定します。
手続き	郵送により必要書類をご提出ください。 提出の際に必要な書類は、県ホームページからダウンロードしてください。 URL： <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/hozyokin.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/hozyokin.html</a>
提出先	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県健康医療局保健医療部医療課地域包括ケアグループ ※封筒の表面に「オンライン診療等環境整備補助金交付申請書在中」と朱書きしてください
留意事項	・事業実施期間以前に購入された情報通信機器等の経費は、対象外といたします。 ・補助要件としてオンライン診療等の環境整備後、速やかに、オンライン診療の施設基準等にかかる届出を行っていただきます。 ・県が行う、オンライン診療等の実施状況等に関する調査にご協力いただきます。

## オンライン診療等とは・・・？

- 医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察 及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為（出典：厚生労働省オンライン診療の適切な実施に関する指針より）
- 県は、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、医療機関への通院による感染リスクの軽減や、医療従事者への感染防止に有効なオンライン診療等の環境整備を支援します！